

第267回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年1月26日(木) 15:00～15:30
- (2) 場 所 大島支庁本館4階中会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等について(諮問)
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) 浮魚礁敷設承認申請について(協議)
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) その他

令和5年1月26日午後3時00分開会

【開 会】

吉元事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第267回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>委員10名全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、茂野会長から挨拶と、併せまして議事の進行をお願いします。</p>
茂野会長	<p>本日は、お忙しい中、委員全員の出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「奥田委員」と「篤委員」にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
茂野会長	<p>それでは今回は奥田委員と篤委員にお願いいたします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。</p>

【議事 1 知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）】

茂野会長

それでは議事 1 【知事許可漁業に係る制限措置等について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

丸山書記

議事 1 について説明させていただきます。資料 1 の 1 ページを御覧ください。敷網（ロープびきとび魚浮敷網）漁業許可につきましては、令和 5 年 3 月 10 日をもって有効期間が満了するため、更新や新規許可申請が予定されております。このことから、鹿児島県漁業調整規則に基づきまして、制限措置の内容等を奄美大島海区漁業調整委員会に諮問するものでございます。

諮問文を読み上げさせていただきます。大島林水第 2004-34 号。令和 5 年 1 月 11 日。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。大島支庁長。知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）。このことについて、下記漁業許可に係る鹿児島県漁業調整規則（以下、規則）第 11 条第 1 項に基づく制限措置の内容等を別案のとおり定めたいので、規則第 11 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。記。漁業種類、敷網（ロープびきとび魚浮敷網）漁業。

続きまして、2 ページを御覧ください。鹿児島県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づく制限措置の内容等について説明させていただきます。内容につきましては、諮問を経て公示する予定となっております。

1、敷網（ロープびきとび魚浮敷網）漁業。（1）制限措置。同漁業につきましては対人対船許可漁業ですので、制限措置は操業区域、漁業時期、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格について定めます。このうち、漁業時期、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については全操業区域共通で、漁業時期は 1 月 1 日～12 月 31 日、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格は定めなしとなっております、現行の許可と同じ内容となっております。操業区域についても、現行許可と同じ内容となっております。許可または起業の認可をすべき船舶の数は、各漁協に確認した許可申請予定者数としております。操業区域と、各操業区域で許可または起業の認可をすべき船舶の数は次のとおりです。

1 番目は、大共第 4 号共同漁業権漁場、1 隻。こちらは奄美漁協大和支所の所属組合員が主に利用する海域です。

続きまして、大共第 11 号共同漁業権漁場、1 隻。こちらは沖永良部島漁協の所属組合員が主に利用する海域です。

続きまして、大共第 12 号共同漁業権漁場を含む与論島周辺海域、5 隻。与論町漁協の所属組合員が主に利用する海域です。

(2) の申請すべき期間は、令和5年1月30日（月）～令和5年2月28日（火）としております。なお、参考のところにありますとおり、許可の有効期間としましては、令和5年3月11日から令和8年3月10日ということで予定しております。

続きまして、3ページを御覧ください。諮問内容にかかる大島支庁の考え方について説明いたします。中段の諮問内容に関する大島支庁の考え方を御覧ください。制限措置の内容については現行の許可に合わせております。許可または起業の認可をすべき船舶の数は、各漁協からの許可申請予定者数としております。これについては、

- ・ 操業区域を主に利用する地元漁協が同意していること。
- ・ 許可申請数の増加がないこと。

などから、各漁協からの許可申請予定者数として問題ないと考えております。

また、申請すべき期間は鹿児島県漁業調整規則により1月を下らない範囲内と定めておりますことから、令和5年1月30日から令和5年2月28日とします。許可の有効期間は、鹿児島県漁業調整規則により3年間と定められておりますので、現行許可の有効期間満了日の翌日にあたる令和5年3月11日から令和8年3月10日までといたします。許可の基準につきましては、4ページに別紙1として示しているとおり、令和3年5月28日に開催された第258回奄美大島海区漁業調整委員会で諮問し、承認を得ている基準を適用いたします。

それ以降につきましては参考資料になりますので、お目通しをお願いします。以上で議事1についての説明を終わらせていただきます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

2点お願いします。一つは、今回の許可予定数は5隻となっておりますが、現行と比較してどうなのか。増えているのか減っているのか。というのと、沖永良部と大和の（委員の）方にお伺いしたいのですが、この漁業権漁場内で事足りているのか、例えば、与論は、与論島周辺海域という形をとってしまっていて、漁業権漁場内に限っているわけではないのですが、沖永良部などは漁業権が狭いと思うのですが、もう少し広くといたらあれですが、今の状況で問題はないのかという点についてお願いします。

丸山書記	1点目の現行と比べて増えているか減っているかについては、2ページを御覧いただきたいのですが、今回、許可または起業の認可をすべき船舶の数は7隻で、これはいずれも更新になりまして、新規はありませんので、増減はありません。
山下委員	漁業権は1マイルちょっとになるので、与論と同様に、周辺海域としてもらえるといいと思うのですけれども。
奥田委員	この漁業は国直の方がやっておられるのですが、観光客の方を（船に）乗せることもあるし、小中学生を乗せるときもありますが、漁業権の範囲内で十分事足りていると、その範囲を出ていく船でもありませんので、大和村の漁業権の範囲内で行っているという状況です。
茂野会長	沖永良部の状況は、漁業権の範囲を超えて（ロープびきとび魚浮敷網漁業の）操業する可能性があるということですか。
山下委員	潮の流れなどにもよるので、漁業権漁場内に限るのがいいのかというのはありますよね。
水道事務局次長	実際に沖永良部でこの漁業を行っている方からこの操業範囲では狭くて困るといった御意見があれば、それを踏まえてどうするかという協議を踏まえた上で先に進んでいく話かと思しますので、（今回は、これまでにそういった意見等をいただいていないため、）制限措置の内容をどうするかということと協議する今の段階では、操業区域をどうするかということと議論するのは時期尚早と言いますか、実際に操業をされている方からこの操業区域では困るといった具体的な要請等があった上で、3年後に向けて、期間の途中で議論の余地があるかも分かりませんが、時間をかけて落ち着いて整理していくべき案件かと思えます。
山下委員	沖永良部に戻ってから、漁民の皆さんとも話をしながら確認をして、今後に向けて検討していきたいと思えます。
茂野会長	他に、御質問はありますか。 それでは、質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。
各委員	（異議なし）
茂野会長	御異議がないようですので、議事1については、原案のとおり答申することとして決定いたします。

【議事 2 浮魚礁敷設承認申請について（協議）】

茂野会長

それでは、次に、議事 2【浮魚礁敷設承認申請について】を議題といたします。この件は、協議事項となっていますので、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

それでは、議事 2 について御説明いたします。資料 2「浮魚礁の敷設承認申請について」をご覧ください。

まず、13ページを御覧ください。浮魚礁の敷設についての委員会指示を載せてございます。この指示の中の 1 の敷設の承認等の (1) に「浮魚礁を敷設しようとする者は別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。」と規定されております。この規定に基づきまして、今回、えらぶ漁業集落より浮魚礁の敷設について承認申請書が提出されておりますので、承認の可否につきまして、御協議いただくものでございます。

それでは、申請内容について御説明申し上げます。1 ページをお開きください。えらぶ漁業集落より提出のあった敷設申請書になります。えらぶ漁業集落が敷設を予定している浮魚礁ですが、敷設位置が北緯 $27^{\circ} 24.956'$ ，東経 $128^{\circ} 36.272'$ に 1 基，北緯 $27^{\circ} 22.016'$ ，東経 $128^{\circ} 39.574'$ に 1 基の計 2 基となります。水深につきましては、80～100m，種類は中層型を敷設する予定となっております。なお、敷設につきましては、国の交付金事業である離島漁業再生支援交付金事業を活用し実施される予定となっております。2 ページには、浮魚礁の敷設期間，対象魚種，操業の方法，操業者数及び操業隻数について記載しておりますので、お目通し願います。

3 ページに今回設置する浮魚礁の位置図，4 ページに構造図，5～6 ページに浮魚礁の管理体制を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。また、敷設にあたっての関係漁協からの同意書につきましては 7～8 ページ，船舶会社からの同意書につきましては 9～11 ページに添付してございます。

12ページには、海上保安部と船舶航行上の支障がないか事前協議を行っており、その協議結果を添付しております。敷設につきましては、申請書にある管理体制等の厳守による適正な管理、及び設置する浮魚礁に管理者及び連絡先を表示するという条件付きで海上交通には支障がない旨の回答をいただいております。

なお、1点補足として、前回の与論島漁業集落からの敷設承認申請の際と同様、海上保安部との協議の過程において、4ページの構造図になりますが、今回設置予定の浮魚礁の頂点部分が水深約15メートルのところということで、大型船舶の航行時に影響が生じる可能性があることから、当該浮魚礁の設置について、水路通報に情報提供することに支障ない旨を了承してほしいとの依頼があり、事務局のほうで沖永良部島漁協経由でえらぶ漁業集落と調整の上、水路通報に情報提供することを了承する旨を海上保安部に回答しています。

今回申請のあった浮魚礁の敷設承認期間でございますが、委員会の承認が得られました日から令和5年3月31日までとなります。これにつきましては、13ページの浮魚礁の敷設についての委員会指示の中の2の指示の有効期間にありますとおり、承認期間の終期につきましては、有効期間が満了する令和5年3月31日までとし、その時点で現存しておれば、次期の指示の承認を受けたとみなされる予定です。

以上で、議事2について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

ちょっとお願いがあるんですけども、構造図とのことで資料がついてますが、これを見ると模式図かなと思うのですが、浮魚礁の審査基準の中に、構造上の審査をしないといけないとなっておりますけれども、いわゆる、ロープの径とか、コンクリートは一体何トンなのかといったものがないものですから、事務局が（申請書類を見て）耐久性があると判断した上で協議にかけられているのかもしれませんが、これで（構造上の）審査をするというのは難しいのかなというのが一点ございます。

それからもう一点は、管理体制のところ、3番目に耐用年数5年と書いておりますが、これは、メーカーの耐用証明などがあるんですかね。例えば、県漁連で資材を購入した場合に、県漁連が耐用年数5年というのをつけているのか、（漁業集落）自ら5年と判断したのか分かりませんが、耐用年数の具体的なものがあれば、私たち（委員）としても判断しやすいのかなというのがありますので、分かれば教えていただければと思います。

丸山書記	<p>構造上の問題につきましては、事務局からえらぶ漁業集落といいますか、沖永良部漁協に確認をしまして、約15年前に同じ構造のものを設置した際に10年程度もちましたとのことでしたので、この構造で最低5年以上は耐用するであろうという判断をしたところです。</p> <p>申請者からの書類につきましては、毎年度1回、市町村や漁協を対象とした説明会を（大島支庁林務水産課主催で）開催しており、その中で浮魚礁の敷設承認申請についても説明しておりますので、その機会に、今いただいたような内容が分かるような書類を提出するように依頼したいと思います。</p> <p>5年という数字については、具体的に回答できるものを持ち合わせておりませんが、流失する懸念が高くなる前に回収をするということで5年という数字を示しているものと考えております。</p>
篤委員	人工海藻って（長く）持ちますか。
杉委員	<p>人工海藻は、強度的にはかなり持つのではないかと思います。自分がずいぶん昔に入れた魚礁が切れて、その切れたロープが海底に沈下しているやつを引き上げたときに一回引っかけたことがあって、人工昆布をひっかいたんですよ。引っかかって重たいなと思ったら、ちぎれて上がってきたんですけども、元の形のままで上がってきたので、耐久性はあると思います。</p>
鳥居委員	<p>ちなみに、人工昆布の素材というのは何でできているんですかね。何か情報はありますか。プラスチックなのか…。</p>
杉委員	繊維質だと思いますけども。
山下委員	<p>昔入れたやつをちらっとみた限りなんですけれども、当時のものはプラスチックだったと思います。</p>
篤委員	横の長さってどれくらいあるんですか。
杉委員	<p>次、現物持ってきて見せますよ。長さのあるものを自分たちの考える長さに切ってやるものです。</p>
山下委員	<p>今いただいたことについて、今度（えらぶ漁業集落が）設置するときには資料を残して報告したいと思います。</p>

茂野会長 他に御意見や御質問はありませんか。
それでは、質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

各委員 (異議なし)

茂野会長 御異議がないようですので、議事2については、そのように決定することといたします。

【その他】

茂野会長 その他、事務局からありますか。

丸山書記 次回以降の委員会の開催日程ですが、2月が既に御案内しております通り、2月22日の午後3時から（会場は本日と）同じく大島支庁中会議室で開催します。3月が3月14日（火）に隣の大会議室にて開催しますので、今年度は残り2回の開催となります。どうぞよろしく願いいたします。

茂野会長 その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。

杉委員 ソデイカ漁についてですけれども、現時点で協議ということではないんですけれども、一番は、喜界島と瀬戸内のほうから話があったんですが、けっこう沖縄船が（喜界島の）早町（漁港）のほうに入港して、基地みたいな感じにして近場で操業しているのが多くなってきているみたいで、その中で沖に出る船が大きな船が1隻しかなく、日帰り船がほとんどで30マイル以内で操業するので、現時点では50マイル以内は（漁船に搭載する旗数が）30本以内という制限なんですけど、30マイル以内は30本以内で、外海に出る人は（旗数の）制限なしで（ソデイカ漁業に係る委員会指示の改正を）やってもらえないかという要望がありました。

それと、今、切に問題となっているのが、以前、沖縄船とこちら（奄美大島海区管内所属の船）の1ワット無線の周波数を合わせて、協議して競合しないようにということをやっていたんですけれども、それがいつの間にか立ち消えてしまって、沖縄船の場合、10ワット以上20ワット無線の波の違う無線で話をしているので連絡が取れないということで、お互いに、当事者同士で問題が生じているので、1ワット無線の波を合わせて連絡を取れるように、早急に事務局のほうから沖縄のほうと協議して、働きかけをお願いしますとのことでした。

丸山書記 無線の件につきましては、沖縄海区事務局へ働きかけを行うようにしたいと思います。

茂野会長 これは、以前は1ワット無線で連絡が取れるように体制を取っていたんですよね。最近はないと。そこら辺は今一度確認の上、よろしく願います。

杉委員 早急にお願いします。

篤委員 喜界島の東側ということですか。

杉委員 そうですね。（北緯）27度線から29度線、喜界島の東から北東あたりで漁があるので、沖縄の船が軒並み来ているみたいなんですけれども。やはり、近場でやっているのがいるので競合するという事なんですけれども、こちらの勝手なあれなんですけど、自分の島から30マイル以内はできれば遠慮いただきたいということを言いたいのかなと思うんですけれども、ソデイカ漁の（委員会指示の更新に係る次回の）協議に向けて、各組合からの意見を、喜界島漁協も含めて聞いていただいて、協議に上げてもらえたらと思います。

篤委員 喜界島や北大島はあまり（ソデイカ漁を）やっている人は少ないですもんね。

杉委員 喜界島の話ですと、隻数は分からないんですけれども、日帰り船も増えて結構混雑しているみたいですね。それで問題が生じているようです。

茂野会長 喜界の方はソデイカ漁の船が増えていると、そういったので、今、杉委員のほうからありましたけれども、30マイル以内はうんぬんとか、そういった話がありますので、各漁協の実情を事務局のほうから調べていただいて、色々な漁民の要望を委員会の方に上げていただきたいと思います。よろしく、調査のほうをお願いします。

他に何かございませんでしょうか。

特にないようですので、以上で、本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

吉元事務局長 これをもちまして、第267回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



奥田 忠廣



篤 昭仁

